

令和 6 年度

富山県内部統制評価報告書審査意見書

富 山 県 監 査 委 員

監 委 第 35 号

令和 7 年 9 月 2 日

富山県知事 新 田 八 朗 殿

富山県監査委員 奥 野 詠 子

富山県監査委員 井 上 学

富山県監査委員 田 中 篤 人

富山県監査委員 高 橋 正 樹

令和 6 年度富山県内部統制評価報告書審査意見の提出について

地方自治法第 150 条第 5 項の規定に基づき審査に付された令和 6 年度富山県
内部統制評価報告書について審査した結果、次のとおり意見を提出する。

第 1 審査の概要

令和 6 年度富山県内部統制評価報告書の審査にあたっては、富山県監査委員監査基準に準拠し、地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン(平成 31 年 3 月総務省)の「V 監査委員による内部統制評価報告書の審査」に基づき、

- (1) 知事による評価が評価手続に沿って適切に実施されていたか
- (2) 内部統制の不備について重大な不備にあたるかどうかの判断が適切に行われていたか

を主眼として、関係者の説明を求めるとともに、定期監査などの結果を参考にして審査を行った。

第 2 審査の結果

令和 6 年度富山県内部統制評価報告書について、評価手続及び評価結果に係る記載は相当であると認められた。

第 3 審査の意見

情報管理に関する事務については、令和 3 年度以降、情報漏えい事案が相次いで発生しており、令和 6 年度においても重大なリスクは生じなかったものの、令和 5 年度より大幅に増加した。これまでもメール誤送信対策システムの機能強化など再発防止の措置が取られているが、日頃から所属内において、職員への注意喚起を行うなど引き続き情報管理の徹底に取組み、内部統制制度がより有効に機能するよう努められたい。

財務に関する事務については、歳入調定の遅延、支払の遅延など、運用状況の不備が依然として多数見られ、特に支払遅延は令和 5 年度より大幅に増加した。また、補助金の交付事務において重大な不備と判断された事案が 2 年連続で発生し、県の経済的不利益が大きく、県行政への信用を著しく毀損させる事案であ

った。

令和6年度の評価を踏まえ、「業務上の不備の再発防止について」を通知し、財務事務の適切な実施と不備の再発防止に万全を期すよう周知されたところであるが、引き続き内部統制制度がより有効に機能するよう努められたい。

内部統制制度については、令和7年度から財務事務における評価対象を他の任命権者に拡大したところであるが、引き続き適正な事務の執行を確保する体制を構築するよう努められたい。